

令和8年度 国民健康保険税の計算方法

○所得割にかかる課税対象額

前年の合計所得	-	430,000	=	㉠
---------	---	---------	---	---

①医療給付費分（賦課限度額 67万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）				
㉠	×	6.30%	=	
イ) 均等割（高校生相当年齢までの加入者は半額）				
31,500円	×		人	=
	=			
計（医療給付費分）※100円未満切捨て			年額	円

②後期高齢者支援金分（賦課限度額 26万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）				
㉠	×	3.00%	=	
イ) 均等割（高校生相当年齢までの加入者は半額）				
14,100円	×		人	=
	=			
計（後期高齢者支援金分）※100円未満切捨て			年額	円

③介護納付金分（※40歳～64歳の人を対象）（賦課限度額 17万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）				
㉠	×	2.50%	=	
イ) 均等割				
14,100円	×		人	=
	=			
計（介護納付金分）※100円未満切捨て			年額	円

④子ども・子育て支援納付金分（賦課限度額 3万円）

（※高校生相当年齢までの加入者には、イ）均等割、ウ）18歳以上被保険者均等割はかかりません。）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）				
㉠	×	0.30%	=	
イ) 均等割				
2,000円	×		人	=
	=			
ウ) 18歳以上被保険者均等割				
100円	×		人	=
	=			
計（子ども・子育て支援納付金分）※100円未満切捨て			年額	円

年税額（①+②+③+④） = 円

月額（年税額／12） = 円

※ ここで計算された金額はあくまでも目安であり、正式な課税額を保証するものではありません。
 ※ 制度改正により、税額が変更となる場合があります。